

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土、日、祭日)の場合は、その翌日)

目次

◇告 示 保険医の登録

農村地域工業導入実施計画の決定

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地の立入りの通知

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇公安規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第三百九十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
稲田 治	鳥医第一、七七〇号	昭和四十八年五月二十一日
北村 康夫	鳥齒第 三一三号	"
渡具知 修	" 三一四号	"
大西 一紀	" 三一五号	"

鳥取県告示第三百九十一号

農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、鳥取県鳥取南部工業導入地区農村地域工業導入実施計画を定めたので、同法同条第八項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十八年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県鳥取南部工業導入地区 農村地域工業導入実施計画概要

本計画において対象とする地域は、鳥取市、岩美郡、八頭郡および高部の全域にわたる1市14町村からなり、東部広域市町村圏および東部地方生活圏の圏域と一致する。当地域の面積は、1,518km²、人口227,847人(昭和45年国勢調査)である。中心城市鳥取市は、県の政治、文化、産業の主要な地位を占めている。

地勢は、南は中国山地の連峰をもつて岡山県に、東は氷ノ山・扇ノ山の支脈をもつて兵庫県にそれぞれ接し、山地が多く、しかも地形急峻で各地に峡谷を生じている。平野部は概して少なく、当地域の中心部を流れる千代川流域に沖積平野が開けているにすぎない。

当地域の農業は、鳥取平野を中心とした稲作、中山間地の果樹、砂丘地のそさい、たばこなどが中心作目であるが、他地域に比べ生産地の形成はやや遅れている。

農家戸数は、昭和45年で21,679戸で、その構成比率は専業農家7.6%（昭和40年12.8%）、第1種兼業農家31.3%（昭和40年42.1%）、第2種兼業農家61.1%（昭和40年45.1%）となつていて、第2種兼業農家の増加が著しい。なお、一戸当たりの耕地面積は0.7haと小さいので、農業近代化の推進に当たつては、農業技術の進歩とあわせて農業就業構造を改善し、農業経営規模の拡大と労働生産性の上昇を円滑に実現させることが最も必要である。そのためにも、地域内で他産業への就業の機会を確保することが強く要請される。

当地域の工業については、昭和46年工業統計調査によれば事業所数974、従業者数23,440人、工業出荷額831億円となつている。主要業種としては、電気機械器具、一般機械器具、金属製品、木材家具、食料品で、重化学工業化率は、全県の42.8%に対し62.0%と県下では一番産業構造の高度化が進んでいる地域である。しかしながら零細な中小企業が大半を占めていることなどから、生産性は低い。今後工業開発の方向としては、まず、県内企業の近代化と生産性の向上を進めるとともに、国の工業再配置計画の推進と相まって、当地域の特性に即した都市型産業・知識集約型産業の導入を進めていく必要がある。

このような見地から、当地域の中核都市鳥取市に拠点工業団地を設定するものとし、農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づき、次のように実施計画を定める。

なお、この実施計画は、昭和51年度までに達成するものとする。

第1 工業導入地区の区域

1 工業導入地区の所在地および地番

鳥取市叶字四反田90—1番地ほか232筆

鳥取市津ノ井字向上砂田271—5番地ほか306筆

2 工業導入地区の名称

鳥取南部工業導入地区（(1)叶地区 (2)久末地区）

3 工業導入地区の面積（地目別㎡）

地区名	農地		宅地		その他			合計
	畑	田	宅地	工場用地	山林原野	埋立その他	計	
叶	256,141	—	—	859	—	—	859,257,000	
久末	464,259	1,940	—	—	—	—	9,793,979,847.5,992	
計	720,400	1,940	—	859	—	—	9,793,10,652,732,992	

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 都市計画法との関係

都市計画法による用途地域の指定を昭和46年7月30日鳥取県告示第644号で行なつており、本地区は、工業地域として指定されている。

(2) 工場立地の調査等に関する法律との関係

工場立地の調査等に関する法律に基づく工場適地として、昭和46年度の工業立地条件調査において指定され、農地転用に関しては、通産・農林両省の間で昭和47年2月16日付で協議成立済みである。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律との関係

昭和46年度に農業振興地域の指定を受けているが、当工業導入地区は、農業振興地域から除外されている。

(4) 土地改良事業等の農業投資

土地改良事業等の農業投資は、行なわれていない。

第2 導入すべき工業の業種および規模

昭和51年度までに工業導入地区に導入すべき工業の業種および規模は、次のとおりとする。

1 導入すべき業種

この地域は、内陸型工業の立地条件に恵まれているうえ、企業の集積も他地域に比して比較的多い。しかし、現在の基幹的業種としては、女子を中心とした電気機械・繊維縫製などの労働集約型であるので、当地区の導入業種については、一般機械、金属製品等の都市型産業のなかから付加価値の高いものを主体に選定し、導入するものとする。

2 導入すべき工業の規模

(1) 用地面積 500,000㎡

(2) 雇用期待従業員数 男1,750人、女690人、計2,440人

(3) 導入企業による工業出荷額 10,700百万円(昭和50年度9,750百万円)

第3 導入される工業への農業従事者の就業の目標

導入される工業への農業従事者の就業者数は、次のとおり見込むものとする。

農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合			
計	男	女	計	男	女	
(人) 1,480	(人) 1,040	(人) 440	(%) 60.7	(%) 59.4	(%) 63.8	

第4 工業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

工業の導入と相まって昭和51年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家および農業就業者の見通し

農家戸数、農家人口および農業就業者数とも年々減少が続いている。今後この傾向は持続するものと思われるが、当地域に計画的に工業の導入を図ることによって、農家からの他産業に対する安定的就労もかなり見込まれて、規模拡大と省力化を前提とする農業構造の改善が一層促進されることが期待できる。

区 分	農 家 戸 数	農 家 人 口	農業就業者数
昭和47年(現況)	21,280	101,340	32,000
昭和51年(目標)	18,750	82,500	24,000

2 目標営農類型

農業によって自立を図ろうとする自立経営志向農家が、生産性の高い農業経営の基盤を確立しよう、第8にかかげる農業構造改善事

業、土地盤整備事業等各種の農業投資を積極的に図るものとする。
この場合、自立経営志向農家の農業所得目標額を200~250万程度と見込み、他産業従事家庭の所得との均衡を図るものとする。その営農類型を例示すれば、次のとおりである。

類 型	経営農用地等面積	労働力構成	資 本 装 備	農業所得
① 水稲専業 経営 種苗移植	水田 4ha	基幹 1人 補助 1人	小型トラクター 動力田植機 動力散粉機 バイソダー ハーベスター 乾燥機 育苗機	200万円
② 水稲協業 経営 (協業戸数6戸)	作業規模 水稲 24ha 直播	基幹 4人 補助 2人	乗用トラクター ブームスプレヤー 播種機 タイラー 自脱型コンバイン 乾燥機	1,200万円 (1戸当たり) (平均200万円)
③ 野菜施設 園芸専業 経営	施設規模 春トマト 3,000㎡ 秋キュウリ 3,000㎡	基幹 2人 補助 1人	歩行用トラクター タイラー 鉄骨ハウス 地中暖房兼土壌消毒施設 自動かん水兼施肥施設	230万円
④ 野菜複作 複合経営	水田 2.0ha 施設 2,000㎡ (水稲 2.0ha いちご 2,000㎡)	基幹 1人 補助 1人	自動強制換気施設 歩行用トラクター 動力田植機 動力散粉機 バイソダー 移動脱穀機 乾燥機 育苗機 バイソハウス 動力噴霧機 自動かん水装置 地中暖房施設	220万円
⑤ 花き稲作 協業経営 (5戸)	作業規模 水稲 10ha チューリップ 5ha	基幹 4人 補助 2人	乗用トラクター 動力田植機 動力散粉機 バイソダー 移動脱穀機 乾燥機 育苗施設 球根植付機 球根掘取機 スピードスプレヤー	1,100万円 (220万円)
⑥ 果樹作協 業経営	作業規模 なし 作10ha	基幹 4人	トラクター	1,250万円

<p>(5戸)</p> <p>⑧ 肉用牛肥育牛 30頭</p>	<p>20世紀なし 早生品種 5ha</p>	<p>補助 3人</p> <p>ロータリーカッター ブロードキヤスター ロータリートロンチャ スピードスプレヤー ローターベーター 採納機、開納装置 花粉散粉機 農用トラック</p>	<p>(250万円)</p>
<p>⑨ 養豚専業 経営</p>	<p>(肥育) 稲作複合経営 畑 水田 2.0ha</p>	<p>補助 2人</p> <p>歩行用トラクター トラクター 卓刈機 乗用トラクター モター 畜舎9.9㎡ サイロ ミルクカー(バケツト式) ユニツトクーラー 動力田植機 動力散粉機 バイソング 移動脱穀機 乾燥機 育苗機</p>	<p>200万円</p>
<p>⑩ 食鶏専業 経営</p>	<p>常時 18,000羽</p>	<p>補助 1人</p> <p>乗用トラクター モター ヘイレーキ 屋外肥育施設 サイロ 飼料タンク 動力田植機 動力散粉機 バイソング 移動脱穀機 乾燥機 育苗機</p>	<p>200万円</p>
<p>⑪ 食鶏専業 経営</p>	<p>常時 18,000羽</p>	<p>補助 1人</p> <p>育成舎3棟(鉄骨平屋) 給排水施設 床面給温施設 飼料タンク3基 鶏ふん処理施設 自動給餌装置3基</p>	<p>240万円</p>

	ホッパ 幼すう飲水器等	
--	----------------	--

第5 工業導入に伴う工場用地と農用地等との利用の調整に関する事項
 ア 工業導入地区の設定に伴つて、道路・水路等が分断される等の場合における調整措置またはその方針

団地造成に当たり、本地区の上流および下流農地に支障のないよう、道路用排水路については、代替施設を設置することにより調整を図るものとする。

第6 工場用地その他の施設の整備に関する事項

1 工場用地の整備

工業導入地区の総面積は、約73ヘクタールであるが、このうち関連施設・緑地等の公共施設用地に約23ヘクタールをあてることとし、残り50ヘクタールを工場用地とする。用地の取得造成は、鳥取市開発公社が事業主体となつて行なうが、昭和48年度中に用地を取得し、昭和50年度までに造成を完了するよう努めさせるものとする。

2 工業用水、排水路、団地内の道路、緑地その他の施設の整備

(1) 工業用水

叶地区には、水量豊富な自由面地下水が賦存しているので、この水の利用が可能である。久末地区は、地下水に多くを望めないため、東側900m地点に賦存する自由面地下水を利用することとする。

(2) 排水路

工場排水については、2団地の排水先となる大路川または砂田川に至る排水路を設けるものとするが、公害発生の未然防止を図るた

め、原則として立地企業ごとに科学処理施設、溜枌等を設置させ、処理後の水を排水路に放流するものとする。

(3) 団地内の道路

団地内には、幹線道路のほかに支線道路を適宜配置することとする。幹線道路については、現在検討されている都市計画街路との整合を図るものとする。

(4) 緑地

団地およびその周辺の環境保持のため、外周部に緩衝緑地帯を設けるほか、団地内に公園緑地などの設置を配慮するものとする。

3 生活環境施設の整備

雇用促進事業団の融資による勤労者住宅は、現在鳥取市に4棟(160世帯分)建設されているが、さらに昭和48年度に4棟建設するほか、福利厚生の一環として団地近隣に体育センターを設置し、労働者の福祉の増進を図る。なお、当地域の恵まれた自然景観を利用し、当地域内に大規模レクリエーション基地を建設することも考慮するものとする。

団地の生活用排水の処理については、原則として別系路とし、さらに市の公共下水道計画と整合を図るものとする。

第7 労働力の需給の調整および農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

当地区に導入する工業への必要労働力は、2,440人(男1,750人、女690人)と推計される。一方、この需要に対応する供給労働力は、農業転職者750人(うち中高年齢者470人)を中心に、農家の子第380人

(中学60人、高校270人)、県外からの帰郷就業者(リターン)400人およびその他の者960人(農業以外の家業転職者700人とその子弟260人)をもつてこれに充てることができる。

2 農業従事者の工業への就業の円滑化

農業従事者の工業への就業の円滑化をはかるため、鳥取・那家両公共職業安定所ごとに農業者転職対策会議を、岩美町に農村人材銀行を、国府町、岩美町、八束町、佐治村および青谷町に農業者転職相談員をそれぞれ1人を配置してきめ細かな職業相談、職業指導および職業紹介を行なう。また、中高年齢者に対しては、農業者転職援助金制度および職業転換給付金制度を活用するほか、農業従事者の志向と能力に即応した農業者転職訓練、能力再開発訓練等を積極かつ計画的に実施する。

第8 工業の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備および開発その他の事業に関する事項

工業の導入と相まつて第4の農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積	事業費	
				千円	事業年度(予定)
農業構造改善事業	鳥取市津の井地区	鳥取市ほか	農地造成改良60.0ha	286,900	46~49
一般	鳥取市湖南地区	鳥取市ほか	園芸地域施設250戸 その他	236,300	48~50
			園芸地域施設12.5ha		

農業構造改善事業	農道整備その他	千円
郡家町私都地農協ほか 水田作協業施設 700戸	439,300	47~50
郡家町花原地農協ほか 水田作協業施設 22戸	79,100	47~49
佐治村飯盛山農協ほか 園芸協業施設 39戸	292,100	47~50
河原町北村地農協ほか ほ場整備 43ha	208,700	45~48

土地基盤整備事業	千円	
千代地区 鳥取県 394ha	1,071,900	39~50
邑美地区 鳥取県 292ha	697,600	47~52
国府地区 鳥取県 395ha	980,000	48~53
那家地区 鳥取県 328ha	781,000	46~51
越路地区 鳥取市 23.5ha	62,000	47~49
瀬地区 鳥取市 30ha	90,000	49~51
高草地区 鳥取市 180ha	540,000	49~53
東桂見地区 鳥取市 30ha	90,000	49~51
東千代(同和)地区 鳥取市 214ha	550,000	47~51
倉田(同和)地区 鳥取市 59ha	114,000	48~50

(特許理由)

農村における工業の導入は、就業機会の高度化と地域産業構造の改善を図ることにある。特に、八束町は、町としても47年度工業導入実施計画を樹立しており、県営規模で土地基盤を整備することにより、経営の近代化と余剰労働力の有効な活用を図るものとする。また、町の実施計画にもとづく工場用地の造成や、これに伴う排水路の新設整備とは場整備事業を併行して実施することにより、工場排水路と農業用施設の二重投資や工事の手戻りを回避する。このため、特別枠の配分を受け、工業導入の計画とじゆう分調整をとりつつ計画的に事業を実施しようとするものである。

第9 工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

企業の導入に当たっては、原則として公害の発生のおそれがない業種または公害防止施設を完備する企業を選定し、公害の発生を未然に防止するものとする。公害の防止については、公害関係法(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法)、鳥取県公害防止条例等の規制基準に適合することは勿論であるが、規制基準以下でも必要に応じて公害防止協定を締結し、遺憾のないよう措置するものとするが、特に下記事項について配慮するものとする。

1 導入企業の中で公害の発生のおそれのあるものについては、立地に先立ち公害発生予測の事前調査を行ない、公害の未然防止を図るものとする。

2 大気汚染防止について
ばい煙については、いおう酸化物の着地濃度を低減させるよう指導する。また、燃料用重油は、低いおう分のものを使用させるものとする。なお、ばいじんの排出、粉じんの飛散についても十分留意するものとする。

のとする。

3 水質汚濁防止について
汚水は、大路川および砂田川に排出されるので、排水処理施設の整備を十分行なわせるものとする。特に、油分、有害物質の排出に当たっては、適切な処理をするよう配慮するものとする。

4 騒音防止について
騒音については、附近の住宅におよぼす影響について十分考慮するとともに、工場団地の周辺に緑地帯を設置することについて特に留意するものとする。

5 悪臭防止について
悪臭防止については、附近の住民の生活環境に影響を与えないよう防止施設について配慮するものとする。

6 産業廃棄物処理について
産業廃棄物の処理については、企業自らの責任において適正に処理し、二次公害を発生させないよう配慮するものとする。

第10 その他

工業導入地区の土地提供者に対しては、事情の許す限りその者の生活再建のために必要な措置を講ずる。
すなわち、導入企業に対する優先的雇用、職業訓練、農業者転職援助金制度の活用等の職業あつせんに努めるとともに、農業によつて自立経営を指向しようとする者に対しては、農業近代化資金の融通、農地保有合理化促進事業による農用地のあつせん等、実情に即して配慮するものとする。

鳥取県告示第三百九十二号

昭和四十八年三月二十七日付で西伯郡中山町羽田井一八九番地徳永茂男ほか三十六人の者から申請のあつた中山町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年六月六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道二十九号及び一般国道五十三号改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

(1) 一般国道二十九号

八頭郡若桜町大字根安及び大字須澄地内

(2) 一般国道五十三号

八頭郡用瀬町大字安蔵、大字宮原及び大字川中地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年六月五日から昭和四十八年六月三十日まで

鳥取県告示第三百九十四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立米子皆生学園 米子市上福原字北浜沖開一、七五二の一」を「鳥取県立米子皆生学園 米子市東福原字沖林の七一、四〇一の一」に改める。

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年六月五日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

鳥取県公安委員会規則第四号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県浜村警察署の項中

「 浜村 」 「 大字下原 」

「 浜村 」 「 大字勝見 」

を

に改め、同表の鳥取県境港警察署の

項中

水上警察官派出所

境港市朝日町

境港市のうち

花町、岬町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、上道町、昭和町、相生町、中野町

を

昭和町警察官派出所

境港市昭和町

境港市のうち

花町、岬町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、上道町、湊町、元町、昭和町、相生町、中野町

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。